

目次 東京日野ロータリークラブ細則

第1条 理事会

第2条 理事および役員の選出

第3条 役員の任務

第4条 会合

第5条 入会金および会費

第6条 採決の方法

第7条 五大奉仕活動部門

第8条 委員会の構成

第9条 委員会の任務

第10条 出席義務規定の免除

第11条 財務

第12条 会員選出の方法

第13条 決議

第14条 例会次第

第15条 改正

東京日野ロータリークラブ細則

第1条 理事会

第1節

本クラブを統括する組織は、本クラブの会員 11 名(以下「理事」または「理事会メンバー」という)よりなる理事会とする。なお理事会には、理事以外の委員長も出席して意見を述べることができる。

第2節

理事会メンバーは次の表1とおりとし、本細則第2条第1節に基づいて選出し、任期は原則1年とする。

表1

符号	役職など内訳	人数	
①	会長	役員である理事	1名
②	会長エレクト		1名
③	副会長		1名
④	幹事		1名
⑤	直前会長(会計)		1名
⑥	会場監督		1名
⑦～⑪	役員でない理事	5名	

第2条 理事および役員の選出

第1節

(a)指名委員会の設置

クラブ会長は、指名委員会委員長を推薦し、例会においてこれを選任する。指名委員会委員長は、他に指名委員9名を年次総会の一ヶ月前までに選任する。これをうけて会長は、年次総会の一ヶ月前の例会において、指名委員長並びに指名委員9名および会長エレクトの計11名よりなる指名委員会を設置し、同委員会に対し、次年度の理事会メンバー候補者を次の表2のとおり指名するよう求めなければならない。

表2

符号	次年度役職	指名方法その他
①	会長	人物を特定して指名。原則、現会長エレクト。
②	会長エレクト	人物を特定して指名。原則、現副会長。
③	副会長	人物を特定して指名。次々年度会長候補者。
④ ～⑪	上記以外	候補者8名を役職等を定めずに指名

(b)次年度理事の選出

指名委員会は、年次総会の直前の例会までに、前記の表2の候補者を例会場に掲示して告示する。なお、指名委員は候補者となることを妨げない。

年次総会において、議長は告示された候補者について賛否を問い合わせ、出席会員の過半数の賛成を得た候補者をもって被選出者とする。なおこの選出に当たっては投票によることを要せず、議長は、挙手または口頭による採決、その他適宜の方法によってこれを行うことができる。

(c)次々年度会長の役職

次々年度会長に選ばれた者は副会長の役職につき、会長に就任する直前年度には会長エレクトとして、いずれも理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節

年次総会で選出された、次年度理事会は、1週間以内に会合を開き理事エレクトの中から、役員(未定である幹事、会計、会場監督)と常設委員会の委員長を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員の補填は、残りの理事会メンバーがこれを決定する。

第4節

理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員の補填は、残りの次年度理事会メンバーがこれを決定する。

第3条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、役員として次年度に向けての準備を行うとともに、理事会のメンバーとしての任務に就き、クラブ奉仕委員会委員長を担当する。

第3節 副会長

副会長は、次々年度会長候補者がこの任に当り、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会において議長を務める。また奉仕プロジェクト委員会委員長を担当し、その他通常その職に付隨する任務を行う。

第4節 幹事

- (a)幹事は、会員の記録を整理保管し会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管する。
- (b)毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、その半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告を、RIの求めに応じて行う。
- (c)幹事は、クラブ例会の月次出席報告を準備し、これを毎月最終例会後15日以内に地区ガバナーに提出する。またRI雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行う。

第5節 会計

- (a)会計は、すべての資金を管理保管し、毎年1回および理事会の要求あるごとにその説明を行い、またクラブ資金の年次決算を指導監督する。その職を退くに当たって会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継ぐものとする。
- (b)会計はロータリー財団委員会委員長を担当する。

第6節 会場監督

会場監督は、例会をはじめロータリークラブの会合がその使命・目的を果たせるよう指導・監督し、例会向上委員会委員長を担当する。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第1週例会日に開催される。年次総会においては、第2条第1節(b)のとおり次年度理事の選出を行う。

第2節 例会

本クラブの週例会は、原則として、水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関する変更事項あるいは例会の中止等は、クラブ会員すべてに然るべく通告されなければならない。

第3節

会員総数3分の1をもって本クラブの年次総会および定例の例会（水曜日12時30分に例会場またはこれに近接した場所で開催される例会）の定足数とする。

第4節 理事会

定例理事会は、原則として、毎月第1水曜日11時に開催される。臨時理事会は会長がその必要性を認めたとき、または理事会のメンバー2名による要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただしその場合然るべく通知がなされなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は10万円とし、入会承認に先立って納入する。ただし、次の者の入会金は免除されるが、入会初期費用として3万円を入会時に納入するものとする。

- ① 支店長、支社長等の転勤に伴う後任者
- ② ロータリークラブ移籍会員、元会員
- ③ 入会の前2年前以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクター

第2節 会費

- (a)会費は年額26万円とし、半年ごと毎年2回、7月および1月に納入する。会費には、クラブ資金の他、RI人頭分担金、地区資金、地区分担金、グループ分担金、ロータリー地域雑誌購読料等が含まれる。ただし年度の途中で入会した場合は、1ヶ月単位の計算とする。
- (b)支店長、支社長等の転勤に伴う後任者の会費は、先任者による会費納入済み期間についてはこれを徴収しない。
- (c)本クラブ定款第12条第3節(a)、本細則第10条第2節の規定により、健康上の理由で出席を免除された会員の会費は、理事会の決定する金額に、これを減額することができる。

第3節

一旦納入された入会金、年会費についてはこれを返却しない。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、理事および役員を投票によって選出する場合を除き、口頭や挙手による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案について投票による採決を選択することができる。

第7条 五大奉仕活動部門

第1節

ロータリーフラブに明記された、クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕の5つの奉仕活動部門は、ロータリーフラブが目標とする理念を示すとともに、クラブとしての実践活動の内容を規定する基本的な枠組である。

本クラブは、五大奉仕部門にかかる活動を、委員会を組織することによって、より効果的に実行する。したがってクラブ内に設置され

る各種委員会は、五大奉仕部門にかかる年次および長期的な目標を推進する責務を有する。

第2節

会長エレクト、会長および直前会長は、委員会活動に対する指導の継続性と計画の持続性を確保するため、互いに協力しなければならない。

第8条 委員会の構成

第1節

- (a)会長は理事会の承認のもとに、下記の常設委員会を設置しなければならない。本クラブにおける常設委員会は、第2節に示されるクラブ奉仕委員会およびその特定の分野を担当する委員会すなわち例会向上委員会およびクラブ強化委員会と、第3節に示される奉仕プロジェクト委員会およびその特定の分野を担当する委員会すなわち職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、青少年奉仕委員会、さらに第4節に示されるロータリー財団・米山記念奨学委員会の三部門に大別される。
- (b)会長は理事会の承認のもとに、必要に応じて常設委員会のなかに特定の役割を担う小委員会あるいは特別委員会を設置することができる。
- (c)会長はその任期中、すべての委員会の任務を確定し監査する。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なRI文書を参照するものとする。
- (d)会長は、職務上すべての委員会の委員であり、これにともない諸委員会委員に付随するあらゆる特典を有するものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕委員会は、ロータリークラブとしての機能を充実させ、会員相互の交流を友好的・効果的に発展させるために設置されて

いる下記の諸委員会を支援・監督・調整する任務を持つ。委員は、クラブ奉仕部門における特定分野、役割を担当する常設委員会、小委員会、特別委員会の委員長によって構成され、委員長は会長エレクトが担当する。

(a)例会向上委員会

例会向上委員会は、クラブの会合を友好的・効果的に運営し、会員相互の交流を推進するため包括的な計画を立て実践する。委員長は会場監督の役員が担当する。なお、例会準備進行をはじめとする、多岐にわたる役割を担う本委員会の中に、当委員会の委員をもって構成する、次の小委員会等を設置する。

①出席奨励委員会

すべてのクラブ会員にロータリーの会合への積極的参加を促し、会員の出欠状況を記録保管する。

②プログラム委員会

本クラブの例会および総会、臨時の会合のためのプログラムを準備し、クラブの会員のロータリアンとしての意識の向上に努める。

(b)クラブ強化委員会

クラブ強化委員会は、本クラブへの新規入会(会員増強)と退会防止に関する包括的な計画・方策を考案し、これを実践する。包括的な計画には職業分類の整理・拡充と新入会員研修も含まれる。なお、上記の如く、多岐にわたる役割を担う本委員会の中に、当委員会の委員をもって構成する、次の小委員会等を設置する。

①公共イメージ・会報委員会

会員に対して例会その他の会合の重要事項を記録・報告(会報)し、さらに広く一般市民にもロータリークラブ及びその奉仕活動の内容に関する情報を適宜提供して、クラブと地域社会とのつながりの一層の強化をはかる。

②親睦委員会

会員相互、あるいは会員家族相互の親睦や友情を深めるため包括的な計画をたて、これを積極的に推進する。

第3節 奉仕プロジェクト委員会

奉仕プロジェクト委員会は、本クラブの会員が社会のニーズに応えて取り組む、教育的、人道的、職業的奉仕プロジェクトおよび活動にかかる下記の諸委員会を支援・監督・調整する任務を持つ。委員は、奉仕プロジェクト部門における特定分野、役割を担当する常設委員会、小委員会、特別委員会の委員長によって構成され、委員長は、副会長が担当する。

(a)職業奉仕委員会

職業奉仕委員会は、本クラブの会員に対して様々なロータリー情報を探してロータリーの奉仕の理念と自らの職業活動とのむすびつきの重要性を認識させると共に、高い倫理性をいかげるロータリーの職業観が広く社会に浸透するよう、ロータリークラブの会合・行事・活動を通じて積極的に働きかける機会をつくる。

(b)社会奉仕委員会

社会奉仕委員会は、本クラブの会員が地域社会に対する奉仕活動を推進するうえに役立つ方策を考案し、これを実践する。またこうした奉仕活動を通じて地域社会との関係を深め、広く世間一般にロータリーの理念や実際活動に関する情報を提供すると共に、地域社会のニーズをさぐりクラブの奉仕プロジェクトならびに活動の一層の充実と有効性を確保するよう努める。

(c)国際奉仕委員会

国際奉仕委員会は、本クラブの会員が広く国際社会に対する認識を深める機会をつくり、国際理解・国際親善・国際平和を推進する活動に役立つ方策を考案し、これを実践する。

(d)青少年奉仕委員会

青少年奉仕委員会は、本クラブの会員が、青少年のための奉仕活動(RI常設プログラムへの協力を含めて)を推進するうえに役立つ方策を考案し、これを実践する。なお本委員会は、本クラブが提唱している東京日野ローターアクト・クラブを指導・支援するローターアクト委員会を兼ねる。

第4節 ロータリー財団・米山記念奨学委員会

ロータリー財団・米山記念奨学委員会は、本クラブの会員にロータリー財団及び米山記念奨学会に関する情報を提供して理解の一層の浸透をはかり、寄付による資金の提供、財団プログラム・米山記念奨学制度への参加、クラブプロジェクトへの財団資金の活用等を通じてロータリー財団を支援すると共に米山記念奨学制度を維持・発展させるよう努める。

第9条 委員会の任務

第1節

各委員会は、本細則で委託されている業務およびそれに加えて、会長または理事会から委任される業務を行うものとする。理事会から特別な権限が与えられた場合をのぞき、各委員会は、理事会に報告してその承認を得て活動する。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第2節

(a)会長エレクトは、会長任期が始まる前に、委員会委員長を任命し、次年度クラブ協議会を開催しなければならない。また会長エレクトは委員会委員を指名する。

(b)それぞれの委員会は会長エレクトの指導のもと、各年度の開始までに、具体的な委託任務、奨励事項、明確な目標および活動計画を策定する。

第3節

各委員会の委員長は、当該委員会の定例会合および活動に対し
て責任があり、当該委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、当
該委員会のすべての活動について理事会に報告するものとする。

第10条 出席義務規定の免除

第1節 出席義務規定

各会員は本クラブの例会や奉仕プロジェクトおよびその他の行事・
活動に参加すべき義務を負うものとする。

第2節 出席義務規定の免除

正当かつ十分な理由により書面をもって理事会への申請がなされ
た場合、当会員は、一定期間に限り出席義務規定適用の免除が認め
られる。

註：なお、出席に関する詳細な規定は、ロータリークラブ定款第12
条（出席）及び第15条（会員身分の存続）第4節（終結一欠
席）等を参照のこと。

第3節 メークアップの期間

本クラブ定款第12条第1節(a)柱書に規定する期間について、
同定款第9条に基づき、本クラブにおいては、これを、「例会の前後
1ヶ月間（例会の定例の時の前1ヶ月または後1ヶ月以内）」とす
る。

第11条 財務

第1節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を
作成しなければならない。

第2節

会計は、本クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの部門に分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第3節

すべての請求書は会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節

本クラブのすべての年次資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な監査が行われるものとする。

第5節

クラブの年次財務諸表は会員に提示されなければならない。

第6節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第12条 会員選出の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じて、理事会に提出されるものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会からの別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類

と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が推薦の承認であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類を、クラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会にクラブ正会員の誰からも、この推薦に対し理由を付記した書面による異議申し立てがなされなかつた場合は、その被推薦者は本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあつた場合は、理事会は定例または臨時の理事会においてこれを審議し、当該案件について票決を行い、反対票がなければ、被推薦者は所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

上記の手続きによる選出の後、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。さらにクラブ会長あるいはクラブ幹事は新会員に関する情報をRIIに報告し、会長は、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員に所属する奉仕活動の担当部門ならびに委員会を割り当てなければならない。

第7節

クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会より推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第13条 決議

クラブは、理事会によって審査・承認される前に、本クラブをある立場または決定に拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 例会次第

本クラブの例会次第は、原則として、次のとおりとする。

開会点鐘

ロータリーソング(第1週は加えて国家斎唱)

来訪者の紹介

会長挨拶

幹事報告

委員会報告

卓話、その他のプログラム

閉会点鐘

第15条 改正

本細則は、定足数の会員が出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成によって改正することができる。ただし提案される改正案は、当該例会の少なくとも10日前に、各会員に書面郵送によって通知がなされていなければならない。また、標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則に相反するような改正または条項追加を、本細則に対して行うことはできない。

註: RI作成の推奨クラブ細則に注記されている如く、クラブ細則は、各クラブの慣習や通常の手続きを盛り込み、標準ロータリークラブ定款を補足するためのものであり、各クラブは、「RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款およびロータリー章典に矛盾しない限り、クラブの実情を反映するように、クラブ細則を改訂することができる。」同じく委員会構成は、「地区リーダーシップ・

プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものであるが、各クラブは、その奉仕と親睦のニーズに必要な委員会を設置する裁量権をもつ。」またクラブは必要に応じて、独自の委員会構成を採用できる。以上の注記に示された、ロータリークラブ細則の運用あるいは改訂にあたっての基本的姿勢は、尊重されなければならない。

- 付則 2002年6月改定同年7月1日より施行。
2006年3月22日改定 同年7月1日より施行。
2008年5月7日改定 同年7月1日より施行。
2014年5月7日改定 同年7月1日より施行。
2017年6月14日改定 同年7月1日より施行。